

# JAMA/JAPIA 統一データシートの 運用要領

(第 1.2 版)

一般社団法人 日本自動車部品工業会

## 1. 目的

一般社団法人日本自動車工業会と一般社団法人日本自動車部品工業会が合意のもとに作成した JAMA/JAPIA 統一データシート(以降、JAMA シートと記述)を用いた自動車に使用する材料とそれに含有する化学物質の調査において、サプライチェーン内での情報収集を円滑にするために、この要領を制定する。

## 2. 適用範囲

JAMA シートを使用して自動車に使用する材料とそれに含有する化学物質の調査を実施する日本国内のサプライヤをこの要領の対象者とし、図1のプロセスフローにて太枠で示す4つのプロセスを、この要領の適用範囲とする。

これらのプロセスは、(A)の調査依頼元(顧客)による“調査依頼”から始まるが、“調査検討”、“調査依頼”、“回答受領”、および“データ作成/回答”を一連のパターンとして記述することができる。図1では、(A)と(C)は(B)と同じフロー(立場)に成り得ることを示している。なお“調査検討”のプロセスには、一連のパターンを終えた後の GADSL 更新に伴う再提出の必要性の検討も含む。

この要領は一般社団法人日本自動車部品工業会が定めたものであるが、法的な拘束力を持つものではない。

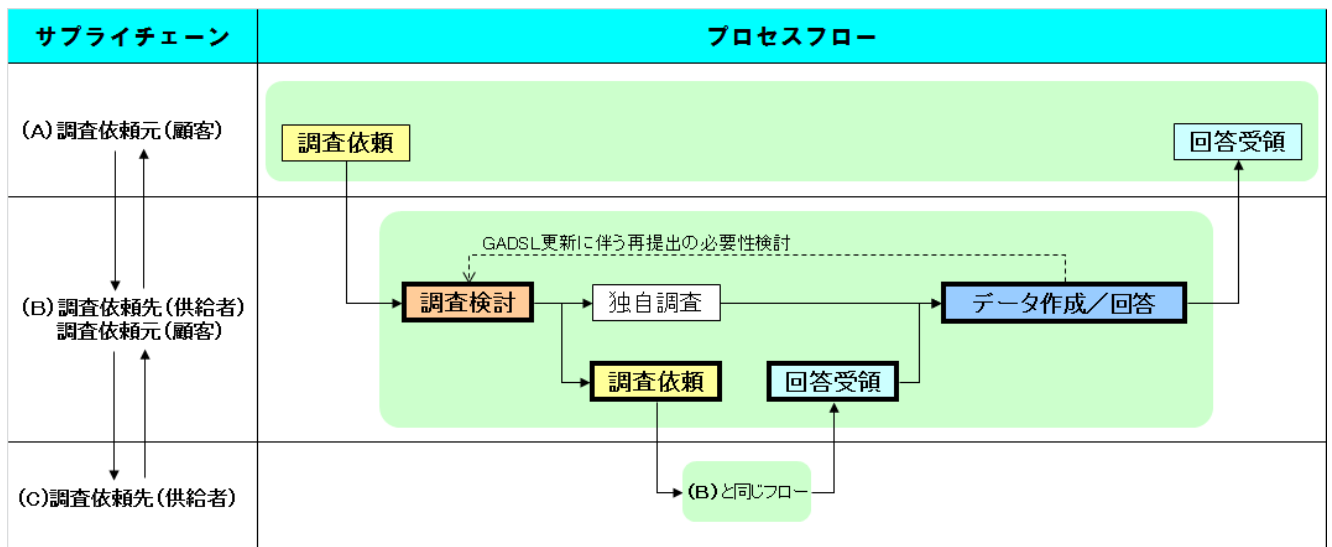


図1. サプライチェーンにおけるプロセスフロー

## 3. 用語の定義

この要領で用いる主な用語及び定義は次による。

### 3.1 製品含有化学物質

製品中に含有されている化学物質。

### 3.2 IMDS(International Material Data System)

自動車に使用する材料とそれに含有する化学物質の情報を収集するシステム。ドイツ自動車工業会(VDA)が中心となり、欧州 ELV 指令の認証に必要な材料データや、リサイクル率計算のためのデータなどを収集するための、情報伝達手段として開発された。現在は欧州 ELV 指令だけでなく、欧州 REACH 規則や各国の法規

制対応のためにも活用されている。

### 3.3 SAICM(Strategic Approach to International Chemicals Management)

2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

### 3.4 REACH 規則(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

化学物質の登録、評価、認可(および制限)に関する欧州の規則。(EC1907/2006)

### 3.5 化審法(化学物質審査規制法)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する日本の法律。

### 3.6 TSCA(Toxic Substances Control Act)

人の健康あるいは環境に不当なリスクを及ぼす化学物質および混合物を規制することを目的として 1976 年に制定された米国の化学物質規制法。

### 3.7 EU 指令

EU 加盟国の規制内容の枠組みを定めたもの。規制の詳細は各国で制定される。

### 3.8 欧州 ELV 指令(EU End-of Life Vehicles Directive)

EU 各国の法令を統一するための EU 指令(3.7 項)のひとつで、特に使用済み自動車の取り扱いを定めた法令。

### 3.9 サプライチェーン

供給者(supplier)および顧客(customer)の連鎖。

### 3.10 川上

サプライチェーンにおける原材料メーカー側を指す。

### 3.11 川下

サプライチェーンにおける OEM(3.18 項)側を指す。

### 3.12 BtoB

企業(business)間の取引のこと。

### 3.13 GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)

GASG(3.14 項)が発行している世界各国の化学物質規制にて、既に規制されているか、規制が予定されている化学物質で自動車製品に含有される可能性のある物質リスト。IMDS を使用した情報伝達の際には要申告・禁止物質を確認するために使用される。

### 3.14 GASG(Global Automotive Stakeholders Group)

日米欧の自動車・自動車部品、化学メーカーの代表で構成する組織。

### 3.15 SVHC(Substance of Very High Concern)

発がん性、変異原性、または生殖毒性(CMR)をもつ物質、難分解性、生体蓄積性、および毒性(PBT)をもつ物質、難分解性と生体蓄積性が極めて高い(vPvB)物質、または CMR、PBT、または vPvB と同等に懸念される特性を持つ物質。

### 3.16 ワイルドカード化合物

要申告物質ではない企業機密を保護するための高機密物質、または不純物や残留物質等。  
("Further Additive, not to declare"、"Misc., not to declare"などを指す)

### 3.17 RRR(Reusability, Recyclability and Recoverability)

EU 指令(3.7項)のひとつ。自動車の再使用、再利用、再生の可能性に係る車両型式認定に関する指令。

### 3.18 OEM(Original Equipment Manufacturer)

自動車メーカーを指す。

### 3.19 HPE(Hewlett Packard Enterprise)

ヒューレット・パカード社を指し、IMDS に対してはシステム開発・管理・運用、ヘルプデスクサービス等を担っている。

### 3.20 AIG-BPR(Automotive Industry Guideline on the Biocidal Products Regulation)

欧州殺生物性製品規則への自動車業界の対応方法をまとめたガイドラインで、欧州自動車工業会(ACEA)が、ホームページ上で公開している。

## 4. 日本の自動車業界における製品含有化学物質調査の背景

概要:製品含有化学物質調査は、世界各国で強化されている化学物質規制への対応のために始まった。

この調査は、サプライチェーン全体の円滑な情報伝達によって成立するため、調査手段と調査対象物質の共通化が極めて重要である。日本の自動車業界では、IMDS または、JAMA シートを使用して製品含有化学物質を調査し、また GADSL 収載物質を報告が義務付けられた物質とすることを合意している。

### (1) 法規制への対応

1992 年の国連環境開発会議以降、世界中で化学物質の適正な利用に向けて、取組みが進められている。2006 年には、SAICM(具体的行動計画)が国際合意され、「2020 年までに、化学物質の人体や環境への影響を最小化する」べく、世界各国で化学物質規制が強化されている(欧州の REACH 規則、日本の化審法改正、米国の TSCA、他)。産業界ではこれらの法規制に対応するため、自社製品に使用す

る材料やそれに含有する化学物質を把握する必要が生じてきた。自動車業界では、これらに先行して2003年に発効した欧州 ELV 指令に対応するため、OEM がサプライヤに対して、材料情報と重金属 4 物質(Pb、Cd、Cr<sup>6+</sup>、Hg)の含有調査を開始した。現在では、前記の各種化学物質規制への対応を包括した調査となっている。

## (2) サプライチェーンにおける混乱と標準化

日本の自動車業界では、欧州 ELV 指令対応で調査を始めた 2003 年～2005 年の頃、自動車メーカー各社やそのサプライヤ各社が、いくつかの異なった調査手段や調査対象物質を定めて調査を実施していた。サプライチェーン川下から発せられた調査依頼が川上に向かって伝達されるうち、特に川中～川上のサプライヤには多様な調査手段や調査対象物質への対応が必要となり、対応工数が膨大になった結果、必要な情報が川上から川下に伝達されない状態に陥っていた。

この経験は、製品含有化学物質調査において調査手段や調査対象物質の共通化は極めて重要であるという教訓を残し、自動車業界の合意の上、これを厳守している。現在でも、自社のことだけを考え、「BtoB で自由にすればいいだろう」、「多少の独自な要求であれば問題なかろう」と考えるサプライヤは少なくない。独自な要求は、伝言ゲームの如くサプライチェーンを瞬く間に拡大伝播し、混乱を引き起こすため、関係者の自覚と細心の配慮が必要である。

## (3) 調査手段

前記の理由から、日本の自動車業界では、製品含有化学物質調査には、IMDS または JAMA シートを用いることで合意している。

## (4) 調査対象物質と報告

世界の自動車業界では、要申告・禁止物質リストとして GADSL を使用しており、JAMA シートにおいても GADSL を使用している。規制物質であっても、明らかに自動車には使用されないものや、工程中で揮発したり化学変化して最終製品に残らないもの(プロセスケミカル)は、GADSL には収載されていない。それらは、自動車に含有しないと判断できるため、調査対象にはなっていない。従って、GADSL に収載されている物質を調査することで、法規対応に必要な情報は十分に得られる。

なお、報告にあたっては、ワイルドカード化合物を含めて材料に含有する化学物質の合計が 100 重量%になることが必要である。

## 5. JAMA シートの運用要領

### 5.1 調査内容の検討

調査依頼元は、依頼の前にまず既存データの利用の可能性など、依頼せずに済むかどうかを検討する。その上で、調査依頼が必要と判断された場合には、例えば対象品番を絞り込むなど、さらに必要最小限の依頼となるように調査内容を検討すること。化学物質調査の主旨に該当しないような、過剰な調査をしてはならない。

規則/推奨	説明
規則 5.1.1	調査依頼元は、既存データの利用の可能性など、依頼せずに済むかどうかを検討すること。

規則 5.1.2	調査依頼元は、調査依頼を行う場合、必要最小限の依頼となるように調査内容を検討すること(例:対象品番の絞り込み等)。
規則 5.1.3	化学物質調査の主旨に該当しない過剰な調査をしないこと。

以下の調査行為は、業界合意から逸脱するので、注意が必要である。

- ・JAMA シートのバージョンアップのみを理由として、再調査する行為
- ・ワイルドカード化合物の中の GADSL にない物質の報告を要求する行為
- ・独自帳票を使って化学物質調査をする行為
- ・閾値に関わらず含有していれば報告を要求する行為
  - ※GADSL による閾値は、指定される場合を除き 0.1 重量%
- ・JAMA シートと非含有証明書を併用する行為
  - ※ワイルドカード化合物に対して非含有証明書の提出を要求する行為も不可
- ・法規制(REACH の SVHC 等)に物質が追加される度に調査を要求する行為
- ・法規制(REACH の SVHC 等)に物質が追加される度に非含有証明書の提出を要求する行為

なお、適切な化学物質の管理および調査回答のために調査依頼元と調査依頼先は、それぞれ化学物質管理責任者を明らかにしておくことが望ましい。

## 5.2 調査依頼

調査依頼元は調査依頼先に対して、最新版の JAMA シートを使って化学物質情報を報告することを依頼する(ただし、JAMA シート改正時の最新版の扱いについては、5.6 項による)。調査依頼は電子メールが一般的であるが、調査依頼元と調査依頼先の協議の上、決定しても良いものとする。また、調査納期は部品の種類を考慮して適切な期間を設ける。

また、JAMA シートのパスワードは、調査依頼先以外に展開しないこと。

規則/推奨	説明
規則 5.2.1	調査依頼元は、最新版の JAMA シートを使用して調査報告することを依頼すること。(切替時は、5.6 項参照)
規則 5.2.2	JAMA シートのパスワードは、調査依頼先以外に展開しないこと。

## 5.3 調査回答

調査依頼先は、納期までに最新版の JAMA シートから出力した CSV ファイルを調査依頼元に回答する。調査回答は、電子メールが一般的であるが、調査依頼元と調査依頼先の協議の上、決定しても良いものとする。

規則/推奨	説明
規則 5.3.1	調査依頼先は、最新版の JAMA シートを使用して調査回答すること。
推奨 5.3.1	JAMA シートから出力した CSV ファイルで回答すること。
推奨 5.3.2	1 品番/CSV ファイルで回答すること。

## 5.4 調査依頼元の JAMA シート確認

調査依頼元は、化学物質調査の主旨に該当しないような理由で受領を拒んではいけない。

また、受領を拒む場合は正当な理由を説明し、データ修正を求めること。

規則/推奨	説明
規則 5.4.1	調査依頼元は、化学物質調査の主旨に該当しないような理由で受領を拒んではいけない。受領を拒む場合、正当な理由を調査依頼先に説明すること。

#### 5.5 GADSL 更新に伴う再提出

GADSL が更新された場合、調査依頼先は自主的にワイルドカード化合物を使用して調査依頼元に回答をした JAMA シートの内容を確認し、ワイルドカード化合物に置き換えられている物質が要申告物質または禁止物質に変更されていないかどうかを確認する。要申告物質または禁止物質に更新された物質がある場合、その物質がワイルドカード化合物にならないように JAMA シートを更新し、調査依頼元に再回答しなければならない。

規則/推奨	説明
規則 5.5.1	GADSL が更新された場合、調査依頼先は、ワイルドカード化合物を使用して調査依頼元に回答した物質が要申告物質または禁止物質に変更されている場合、その物質がワイルドカード化合物にならないように JAMA シートを更新し、調査依頼元に回答すること。

#### 5.6 JAMA シート改正時の切り替え方法

サプライチェーンを遡った調査・回答には一定のリードタイムが必要であり、JAMA シートの改正時には最新版と旧版が混在することがある。このため、調査依頼元は一定の移行期間(1 ヶ月を目安とする)を設けて円滑に物質調査・回答できるように配慮すること。

#### 5.7 「殺生物目的」(項目番号:35)新設に伴う、過去データの取り扱い

2016年11月1日改正の JAMA シート Ver.2.40 で、欧州殺生物性製品規則に対応するため、同項目が追加された。これ以前に作成されたデータについては、5.5 項「GADSL 更新に伴う再提出」と同様の考え方に基いて取り扱う。調査依頼先は、調査依頼元に回答した JAMA シートの内容を確認し、該当するものがあるれば JAMA シートを更新し、調査依頼元に再回答しなければならない(AIG-BPR に基づき該否を判断する)。これにより、調査依頼元は調査依頼先に対して、本項目新設を理由とした確認依頼や再回答依頼は行ってはならない(5.1 項)。

### 6. データ作成/回答

#### (1) データ作成方法

データ作成方法は、操作手順書、簡易入力マニュアル、入力事例、Q&Aなどを参照すること。

#### (2) データ作成時の注意事項

##### ① 最終的に製品に残るものを記入

材料の成分は最終製品に含まれる状態で報告しなければならず、最終製品になる前の成分で表現してはならない。例えば、塗料や接着剤を報告する場合、溶剤等のプロセスケミカルは含めず硬化した

状態の成分で報告する。気体、液体、またはプロセスケミカルを化学物質として含める場合は、実際に顧客へ供給する最終製品(硬化や乾燥が完了した部品)にそれらの化学物質が存在していることを確認すること。

規則/推奨	説明
規則 6.1.1	材料の成分は、最終製品になる前の状態ではなく、最終製品に含まれる状態で報告すること。

② 均質材料ごとに分けて記入

均質材料のすべてを個別の材料として報告すること。なお、「均質」とは機械的に複数の材料に分離できない均質な材料の組成であることを意味する。ここで言う「機械的に分離」とは、切削、トリミング、摩耗などの方法で材料を分離することを意味する。均質材料の例としては、樹脂、金属、合金、コーティングなどがある。コーティングを施した金属(例:亜鉛めっき鋼板または PVC コーティングを施した銅線)や層状材料(例:ポリマーで外側被覆した銅)は均質材料ではない。このような材料は各層を均質材料として個別に記入すること(例:クロメート処理をした亜鉛めっき鋼板の場合は、母材と亜鉛めっき層とクロメート層を個別に記入)。

規則/推奨	説明
規則 6.2.1	均質材料ごとに分け、そのすべてを個別の材料として登録すること。

③ ワイルドカード化合物の使用限度(最大 10 重量%まで使用可)

ワイルドカード化合物の上限値は、IMDS の推奨に基づき 10 重量%を超える場合、エラーチェックで警告となる。化合物を化合物含有率の最小値と最大値で入力する場合は、その最大値を「10 重量%以下」とすること。しかし、要申告、禁止、アプリケーションコードの入力が必要な化合物に対してワイルドカード化合物を使用してはならない。

規則/推奨	説明
規則 6.3.1	ワイルドカード化合物の使用限度は、最大 10 重量%までとすること。
規則 6.3.2	要申告、禁止、アプリケーションコードの入力が必要な化合物に対して、ワイルドカード化合物を使用してはならない。

④ GADSL 収載物質を閾値超含有する場合は、記入必須

GADSL は、自動車業界で利用されている申告物質や禁止物質のリストである。JAMA シートにおける申告/禁止対象物質リストとして GADSL を採用している。GADSL では、以下に分類されている。

P:閾値を超えての使用禁止

D/P:使用目的、含有量により使用禁止、または申告

D:閾値を超えて使用する場合は申告

GADSL 収載物質について、その閾値を超えて含有する場合は、必ず記入すること。

規則/推奨	説明
規則 6.4.1	GADSL 収載物質について、その閾値を超えて含有する場合は、必ず記入すること。

⑤ エラー・警告の扱い



JAMA シートでは、入力データのチェックによりエラーと警告が表示される場合がある。

エラーはデータに問題点があることを意味するため、データを修正せずに調査依頼元へ報告してはならない。問題を解決し、修正して報告すること。

警告は入力ルールを満たしていない可能性がある場合に注意を促すことを目的としている。したがって、その原因となった箇所没有问题ないことが確認できた場合は、そのまま調査依頼元へ報告することが可能である。

JAMA シートの仕様、あるいは外部リストの改正により、以前のバージョンではエラーや警告が発生しなかったデータであっても、現在のバージョンではそれらが発生する場合がある。この場合は、データの更新が必要になるので注意すること。

規則/推奨	説明
規則 6.5.1	入力のチェックでエラーとなったデータは、問題を解決し、必ず修正してから報告すること。

## 7. JAMA シートで収集した情報の取り扱いと用途

JAMA シートで収集した情報は、リサイクル率の算出や化学物質の諸規制(ELV 指令、REACH SVHC、RRR などの規制を含む)への対応のみに利用することができ、コスト検討、研究・技術的な目的、安全性の評価のために利用しないこと。

また、収集した情報は製品含有化学物質の調査・報告に必要な人以外へのアクセスを制限するとともに、サプライチェーン以外の第三者へ提供しないこと。

規則/推奨	説明
規則 7.1	収集した情報は、製品含有化学物質の調査・報告、諸規制への対応以外の用途には、使用しないこと
規則 7.2	収集した情報は、製品含有化学物質の調査・報告、諸規制への対応に必要な人以外へのアクセスを制限すること

## 8. 改正経歴

改正番号	改正日付	改正内容
第 1 版	2012/10/31	新規制定する。
第1.1版	2015/6/1	3.2 項の定義を差替、「規則 5.2.1」に 2 行目を追記
第1.2 版	2016/11/1	3.19 項の定義を修正、3.20 項と 5.7 項を追記、 全角英数記号文字を半角に表記統一